

指定障害福祉サービス（自立生活援助） 指定更新時講習会資料

- 右記二次元バーコード若しくはURLより、YouTubeの動画へアクセスしてください。
- 動画は、本ファイルの次のページの説明から開始します。
- 本動画閲覧後、「事業所指定更新時講習会受講報告書」を指定更新資料と併せ提出してください。

掲載先：書式ライブラリー一覧

└「事業所更新時講習会 受講報告書」



<https://youtu.be/PsJCCqKpAlg>

指定障害福祉サービス（自立生活援助）指定更新時講習会資料

目次

- [自立生活援助事業者の責務](#)
- [指定・運営基準の遵守](#)
- [自立生活援助の基準の概要](#)
- [障害福祉サービス等情報公表制度について](#)
- [職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について](#)
- [障害者虐待防止の推進](#)
- [障害者虐待の通報](#)
- [業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化](#)
- [意思決定支援の推進](#)
- [業務管理体制の届出について](#)
- [東京都からのお知らせ等について（電子メールでのお知らせ等）](#)
- [東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等について](#)
- [令和6年度報酬改定の概要](#)



【自立生活援助事業者の責務】

自立生活援助の事業所を運営する事業者においては、下記、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（以下「**障害者総合支援法**」または「**法**」という）第42条において定められた事業者の責務を正しく理解し、運営を行う必要があります。

（障害者総合支援法 第42条）

第42条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【指定・運営基準の遵守】

自立生活援助の事業所を運営する事業者においては、下記障害者総合支援法第43条に定めのあるとおり、指定を受けた後も人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要があります。

（障害者総合支援法 第43条）

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

【指定・運営基準の遵守】

障害者総合支援法第43条第2項の“**都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準**”は東京都においては下記の条例を指します。

《東京都条例》東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年12月13日東京都条例第155号）

参考：[東京都例規集データベース](https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/)（URL <https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/>）

また、障害者総合支援法第43条第3項中の“**主務省令で定める基準**”は、自立生活援助サービスにおいては、下記の省令を指します。

《主務省令で定める基準（基準省令）》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）



上記省令についての解釈は、下記通知において定められています。また、人員に関する関係通知としては、下記があります。

《解釈通知》障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成18年12月6日障発第1206001号）

障害者総合支援法や、上記基準省令については、右記リンク先の[e-Gov 法令検索](#)より参照可能です。

また、解釈通知や、関係告示については厚生労働省のホームページである[法令等データベースサービス](#)より検索することで、参照可能です。

なお、上記の[e-Gov 法令検索](#)及び[法令等データベースサービス](#)における操作方法等について、東京都福祉局や東京都福祉保健財団では御案内できませんので御承知おきください。

上記条例等に定められた指定障害福祉サービス事業所の運営上の基準を十分に理解した上で、当該条例等に定められた基準等を遵守し、適正な運営、サービスの提供を行ってください。

また、次のページからは、上記条例で定める、人員基準、設備基準、運営基準のうち主なものとともに、注意事項等を併せてお示しします。

【基準の概要】

■人員基準

- ・管理者 1名（原則専従）※管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可
- ・サービス管理責任者（常勤である場合）
 - 利用者数60人以下：1名以上
 - 利用者数61人以上：1名に、利用者数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（上記以外の場合）
 - 利用者数30人以下：1名以上
 - 利用者数31人以上：1名に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- ・地域生活支援員 1人以上
※利用者数25に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい

※サービス管理責任者と地域生活支援員について原則専従。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は他の職務の兼務可（他の職務の常勤換算に参入することは不可）。

※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務は可
（自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定するものとする）

※相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務

併設する事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を配置することによって、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

■設備基準

事務室、相談スペース、手指洗浄の設備、その他事業に必要な設備、備品（鍵付書庫ほか）等

【運営基準（主なもの）】

◆定期的な訪問による支援（条例第192条の18）

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

◆随時の通報による支援等（条例第192条の19）

利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

- 2 利用者の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- 3 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。



■準用（条例第192条の20）

◆勤務体制の確保等（条例第12条）

指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しなければならない。
- 3 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
- 4 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

◆業務継続計画の策定等（条例第12条の2）

指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【運営基準（主なもの）】

◆内容及び手続の説明及び同意（条例第13条）

指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

◆契約支給量等の報告等（条例第14条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、当該自立生活援助の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定自立生活援助の量その他の必要な事項(以下この条において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村に遅滞なく報告しなければならない。

◆提供拒否の禁止（条例第15条）

指定自立生活援助事業者は、正当な理由なく、指定自立生活援助の提供を拒んではならない。

◆サービス提供困難時の対応（条例第17条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定自立生活援助を提供することが困難であると認める場合は、他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

◆受給資格の確認（条例第18条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しなければならない。

【運営基準（主なもの）】

◆身分を証する書類の携行（条例第22条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

記載すべき事項：事業者の名称、従業者の氏名

望ましい事項：写真の貼付、職能の記載

◆サービス提供の記録（条例第23条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定自立生活援助の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

《記載する内容》

- ・指定自立生活援助の提供日
- ・提供したサービスの具体的内容
- ・実績時間数

・利用者負担額 前項の記録に関しては、利用者から確認を受けなければならない。



◆支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（条例第24条）

指定自立生活支援事業者は、支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が利用者の便益を直接向

上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

【運営基準（主なもの）】

◆利用者負担額等の受領（条例第25条）

指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立生活援助事業者は、前二項に定める場合において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定自立生活援助事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定自立生活援助事業者は、第三項に規定する交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

◆利用者負担額に係る管理（条例第26条）

指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

◆介護給付費の額に係る通知等（条例第27条）

指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により指定自立生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、第二十五条第二項の法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しなければならない。

【運営基準（主なもの）】

◆衛生管理等（条例第34条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

◆掲示（条例第35条）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。



以下を掲示しておく必要があります。

- ・重要事項説明書
- ・運営規程
- ・従業員の勤務体制 ※職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示（従業員の氏名までは不要）
- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理の体制（苦情解決の概要）
- ・第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）
- ・その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

※利用者又はその家族に対しての見やすい場所（事務室ではなく、相談室等）に掲示し、利用者等が確認できるようにしてください。

※重要事項説明、運営規程等、複数頁にわたるようなものの場合、紙でファイルに綴じ込むことでも問題ありません。

【運営基準（主なもの）】

◆秘密保持等（条例第36条）

管理者及び指定自立生活援助事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定自立生活援助事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

◆利益供与等の禁止（条例第38条）

指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。



【運営基準（主なもの）】

◆苦情解決（条例第39条）

指定自立生活援助事業者は、利用者又はその家族からの指定自立生活援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、提供した指定自立生活援助に関し、知事又は区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は区市町村が行う調査に協力し、知事又は当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事又は当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定自立生活援助事業者は、提供した指定自立生活援助に関し、知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は区市町村長が行う調査に協力し、知事又は当該区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事又は当該区市町村長からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

5 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第八十五条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせん可能な限り協力しなければならない。



◆事故発生時の対応（条例第40条）

指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

※日頃より、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族・区市町村・都に対する報告をお願いします。

【都報告先】 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当（自立生活援助）

電話03-5320-4325

【提出先フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【運営基準（主なもの）】

◆虐待の防止（条例第40条の2）

虐待の発生及び再発を防止するため、下記の措置を講じなければならない。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - 三 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

◆会計の区分（条例第41条）

指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

◆管理者の責務等（条例第53条）

管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画(自立生活援助計画)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。



【運営基準（主なもの）】

◆サービス管理責任者の責務等（条例第54条、条例第192条の6）

- 1 サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 2 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該自立生活援助計画の原案に含めるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、利用者及び当該利用者に対する指定自立生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めるほか、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際は、当該自立生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。
- 7 サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、当該自立生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも三月に一回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第一項から第六項までの規定は、第七項に規定する自立生活援助計画の変更について準用する。

【運営基準（主なもの）】

◆サービス管理責任者の責務等（条例第54条、条例第192条の6）

- 10 利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
- 11 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 12 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 13 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

◆指定自立生活援助の取扱方針（条例第62条）

- 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定自立生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
 - 3 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
 - 4 指定自立生活援助事業者は、提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

◆相談及び援助（条例第63条）

- 指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。



【運営基準（主なもの）】

◆運営規程（条例第192条の10）

指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域(当該指定自立生活援助事業所が通常時に指定自立生活援助を提供する地域をいう。)
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営に関する重要事項

◆記録の整備（条例第192条の11）

指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

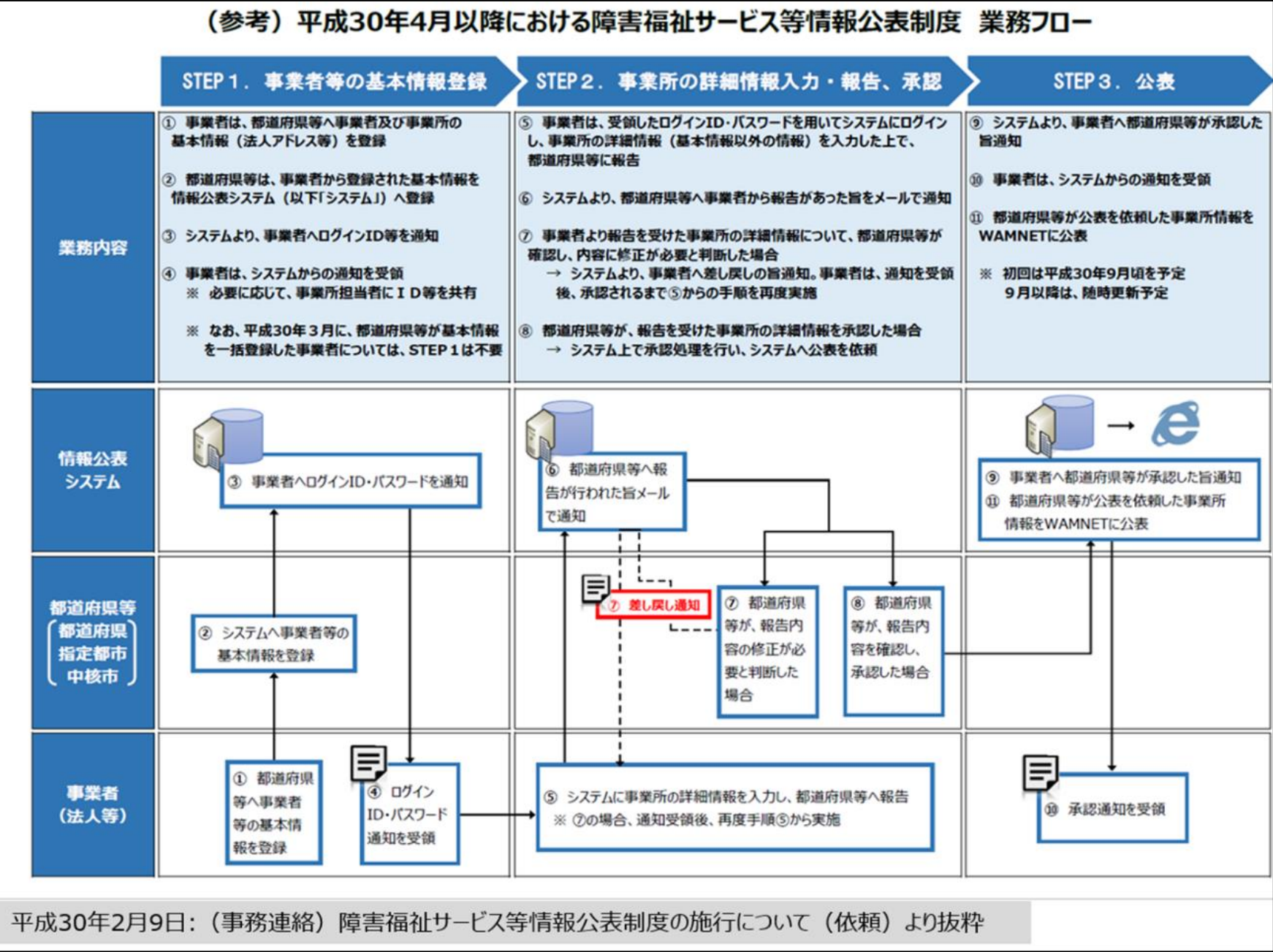
- 2 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。

◆電磁的記録等（条例第209条）

指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項、第18条、第57条第1項、第103条第1項、第197条の4第1項及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

●障害福祉サービス等情報公表制度について



利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。

情報公表制度に係る事業者、都道府県等の業務フローは左図のとおりですが、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを使用して報告を行っていただく必要があります。

新規指定を受けられた場合、東京都福祉保健財団宛に御提示いただいたメールアドレス宛にログインID及びPWを通知し（左記フロー④）当該ID,PWによりシステムへログインした上で各障害福祉サービス事業所において情報を入力・報告いただいております（上記フロー⑤）

その内容について都で承認したのちに、当該システム上で公表されることとなっております（下記フロー⑧、⑨、⑩、⑪）。

初回の報告（入力）をされた後、次年度以降は5月から7月末までに報告をいただくこととなっておりますので、毎年度報告の必要がある点に御留意ください。また、未報告である場合、**情報公表未報告減算（所定単位数の5%減算）が適用される場合があります**ので必ず報告を行っていただくようお願いいたします。

《参考》

◎[障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省](#)

◎[B 障害福祉サービス等情報公表制度](#)

→東京都障害者サービス情報

ログインにお困りの場合は上記東京障害者サービス情報のリンクを御確認ください

◆運営における注意事項等について（次ページ以降）

次ページ以降、基準省令“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）”や条例で定められている運営基準のうち近年の報酬改定で義務化された事項や、都からの注意事項等を掲載しております。



●職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について

令和3年度から職場におけるハラスメントの防止のための項目が以下のとおり規定されております。

(1) 事業者が講ずべき措置

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。



(2) 事業者が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

が規定されています。以下のURLより内容を御確認ください。

○職場におけるハラスメントの防止について 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

●障害者虐待防止の推進

令和4年度から以下の取組が義務化されたところですが、**未実施の場合、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなっております**ので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業員への周知徹底

イ 従業員への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要があります。



○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、事業所の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされております。

参考：[障害者虐待防止・権利擁護研修事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

●障害者虐待の通報

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

※虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

※各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、 都在宅支援担当宛に提出してください。

【事故報告フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【報告書様式】 <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-022>

●業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、**令和7年4月から基本報酬が減算されることとなっております**ので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 感染症対策の強化

委員会の開催(*1)、指針の整備、研修の実施(*2)、訓練（シミュレーション）の実施(*3)

イ 業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施(*2)、訓練（シミュレーション）の実施等(*3)

業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練（シミュレーション）の実施：年1回以上



《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

○ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

●意思決定支援の推進

令和6年度より、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するべき**とされておりす。

- ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされております。

●『業務管理体制の届出』について

平成24年4月1日から事業者（法人）は指定を受けた後、障害者総合支援法第51条の2及び第51条の31の規定に基づき **『業務管理体制の届出』の提出が義務**付けられております（事業者（法人）単位の届出が必要です）。

なお、届出状況の確認については、東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当（03-5320-4325）まで御連絡ください。

また、届出済みの場合であっても、以下に該当する場合は届出が必要ですので御注意ください。

- ・事業所が2以上の都道府県に所在することとなった場合
⇒区分の変更の届出（第25号様式）
- ・届出事項に変更がある場合（法人の名称、所在地、法令遵守責任者等の変更等）
⇒業務管理体制の変更届出（第26号様式）

●東京都からのお知らせ等について（電子メールでのお知らせ等）

事業所の皆様へのお知らせは、東京都障害者サービス情報のお知らせ欄に掲載いたしますので、随時、確認するようお願いいたします。

また、指定申請時、更新時にメールアドレスを登録した場合には、メールでもお知らせいたしますが、東京都障害者サービス情報のお知らせ欄の確認をお願いいたします。

メールアドレスが未登録の場合には、下記フォームより申請ください。

→ [【自立生活援助】事業所メールアドレス登録フォーム](#)

《参考》東京都障害者サービス情報：[14 お知らせ用メールアドレスの登録について](#)

東京都福祉局障害者施策推進部では、「東京都障害者サービス情報」サイトを運営しています。
以下、「東京都障害者サービス情報」サイトトップページの各項目の役割・できること等をお知らせいたします。

東京都内で指定を受けている
事業所の検索機能です

都内各自治体の障害福祉サービスに係る相談窓口へのリンクを掲載しています

厚生労働省、WAMNET、国保連等、障害福祉サービス事業所運営上必要となる各種情報へのリンクを掲載しています

指定申請書等をはじめとする、都への各種申請等に必要となる書式都から障害福祉サービス事業所へ宛てた通知等の各種データを掲載しています

指定時に都から通知されるID、パスワードでログインし、事業所検索で表示される下記項目等を更新します

	事業所メールアドレス
	事業所ホームページURL
	交通手段



障害福祉サービス事業所等にお知らせしたい事項や、書式ライブラリに通知等を掲載した旨等が、随時更新されます

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>



- ・障害福祉サービスに係るお知らせ事項及び各種申請様式等についても、「東京都障害者サービス情報」の「お知らせ」及び「書式ライブラリ」に掲載し、皆様へ情報提供しております。
- ・「変更届」をはじめとした、各種様式、事故報告に係る通知等、事業者の皆様にとって必要となる情報を多数掲載しておりますので、随時ご参照いただきますようお願いいたします。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等について

関連ホームページ等については以下のとおりです。

○東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/kaisyoujourei/index.html

○厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kai sho/index.html

ガイドライン等が掲載されておりますので、適宜御参照ください。



3 令和6年度報酬改定の概要（自立生活援助）

（1）対象者

【改定前】当該家族等が障害、疾病のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない障害者

【改定後】当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者の生活環境に大きな変化その他の事情により、家族等に支援が見込めない障害者

（2）実施主体

【改定前】指定障害サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者

【改定後】多様な事業主体の参入を施す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業所に限定されている実施主体に係る要件を廃止

（3）基本報酬の見直し

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

【改定前】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位/月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位/月

【改定後】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,566単位/月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,095単位/月

自立生活援助サービス費（Ⅱ）

【改定前】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,166単位/月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 817単位/月

【改定後】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,172単位/月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 821単位/月

自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月 【新設】

定期的な訪問等の支援の見直し

【改定前】おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問する

【改定後】定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して必要な援助を行わなければならない。



（４）加算・減算の新設

集中支援加算 500単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている事業所の地域生活支援員が、１月に6回以上、利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合

地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位／月

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する。

- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営していること。又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されていること。
- ・地域生活支援拠点等に位置付けられていること。
- ・当該事業所（相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所）又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。

情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所等に対する減算
所定単位の5％減算

業務継続計画未策定減算（経過措置あり）

業務継続計画の策定が義務化されたことに伴い、業務継続計画を策定していない場合は、令和7年4月1日から基本報酬が減算
所定単位の1％減算

虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化となった障害者虐待防止措置を実施していない場合は、令和6年4月1日より基本報酬が減算
所定単位の1％減算

(5) 人員基準

ア 併相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】

併設する事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を配置することによって、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

イ サービス管理責任者の配置

【改定前】 30：1

【改定後】 (ア) 常勤である場合60：1（他の職種と兼務不可）

(イ) (ア) 以外の場合30：1